

(規 105～105)

無札・無効

営 業 規 則

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 3 節 旅客の特殊取扱い

第 2 款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の收受)

第 105 条 旅客が次の各号に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。

- (1) 係員（駅員無配置を除く）の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。
- (3) 規則第 78 条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む)で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が規則第 78 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各回数乗車券については、各乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から收受します。この場合、使用済みの券片（使用済みの券片数の異なるときは、使用済みの券片数の少ない券片）に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ乗車したものとして計算します。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申し込み者から收受します。

4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、規則第 78 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申し込み者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受します。

(規 106～107)

無札・無効

営 業 規 則

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受)

第 106 条 規則第 79 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合も含む）は、当該旅客から次の各号による旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを合わせて収受するものとします。

- (1) 規則第 79 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売の日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を毎日 1 往復（又は 2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 規則第 79 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって回数乗車券を使用したときは、1 回ずつ往復したものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 規則第 79 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃、増運賃の計算方)

第 107 条 規則第 105 条の規定により旅客運賃、増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から乗車したものとみなして、同条の規定を適用するものとします。